

令和元年 決算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和元年11月13日（水）

質問者 共産党 宮川 潤 委員

答弁者 職員監、給与服務担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 職員の育児休暇等について</p> <p>政府が閣議決定した「日本再興戦略」で、女性の活躍推進を成長戦略の柱としてから、6年が経ちます。道としても、2018年度から新たに女性職員活躍促進事業を立ち上げ、女性はその能力を十分に発揮して活躍できるよう取り組んでいると承知しているところであります。しかし、現実には特に男性職員の育児休業等の取得率や取得日数が全国比較でも低位で推移しているのが実態であります。そこでいくつか伺います。</p> <p>(一) 育児休業の取得について</p> <p>道職員の育児休業の取得について、過去5年間の男女別の取得者の数と取得期間の推移について伺います。</p> <p>(二) 子どもの出生時における休暇取得について</p> <p>女性は、ほぼ100%で男性は一桁ということだと思えます。男性職員の休暇の取得率とその取得日数はどうなっていますか。同じく5年間の推移について伺います。</p> <p>(三) 現状への認識と今後の取組について</p> <p>1 現状の認識について</p> <p>2015年度に道が設定した数値目標からみて二つの</p>	<p>(給与服務担当課長)</p> <p>育児休業の取得状況についてであります。知事部局における取得者数とその割合は、平成26年度は、女性が75名で94.9%、男性が2名で2.0%であり、27年度は、女性が58名で93.5%、男性が4名で3.7%、28年度は、女性が64名で100%、男性が4名で2.7%、29年度は、女性が67名で100%、男性が2名で1.3%、30年度は、女性が77名で100%、男性が9名で6.9%となっているところであります。</p> <p>なお、今年度は10月末時点で、女性が44名、男性が9名取得しているところであります。</p> <p>また、育児休業の取得期間につきましては、平成26年度以降では、女性職員の9割以上が6ヶ月間を超えており、男性職員は5割以上が1ヶ月以下となっているところであります。</p> <p>(給与服務担当課長)</p> <p>子どもの出生時における男性職員の休暇取得についてであります。配偶者の出産予定日の1ヶ月前から、出産後、1ヶ月までの期間において、配偶者出産休暇及び年休等を5日以上取得した職員の割合とその平均取得日数は、平成26年度は、46.9%で8.2日、27年度は、63.6%で7.9日、28年度は、53.1%で8.4日、29年度は、54.4%で8.6日、30年度は、58.5%で8.7日となっているところであります。</p> <p>(給与服務担当課長)</p> <p>現状への認識についてであります。道では、職員が子育てしやすい勤務環境の整備に向けて、平成27年に子</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>取得率及び取得日数は低すぎると思いますけれども、どうなっているのか明らかにしてください。</p> <p>2 他都府県の状況について</p> <p>今回初めて主な都府県における育児休業の取得率について調べていただきました。その結果、どうなっているのか伺います。</p> <p>3 今後の取組について</p> <p>私どもの調査では、東京都においても10.6%だということが分かりました。兵庫県は別ですけれども、他の都府県が全てパーセンテージでいうと10%以上という二桁になっているということで、非常に差が開いているというのが現状だと思います。国家公務員は21.6%だそうであります。道の数値はあまりにも低いというふうに思いますけれども、職員監はどう受け止め、今後どうやって取得率を向上させるつもりでありますか、伺います。</p> <p>ただ今、今後の施策について伺ったところではありますけれども、他の都府県からみても非常に差が大きいということもありますので、この件については、知事にも直接伺いたいと思います。</p>	<p>育て支援行動計画を策定し、令和6年までに、男性職員の育児休業取得率を10%とすること、また、子どもの出生時に全ての男性職員が5日以上の休暇を取得することなどの数値目標を設定し、職員が育児に参加しやすい職場環境づくりに努めているところであります。</p> <p>こうした取組によりまして、ワークライフバランスを重視した働き方が徐々に浸透し、男性職員の育児休業や休暇の取得率は増加しておりますが、数値目標の達成に向けて、男性職員が子育てに参加しやすい職場環境を整える取組をさらに進めていくことが必要と認識しております。</p> <p>(給与服務担当課長)</p> <p>他都府県の育児休業の取得状況についてであります。平成30年度における男性職員の取得率を公表していない東京都と神奈川県を除き、公表しております主な5府県では、愛知県が、19.0%、京都府が、11.9%、大阪府が、12.6%、兵庫県が、5.6%、福岡県が、12.6%となっているところであります。</p> <p>(職員監)</p> <p>今後の取組についてでございますが、道では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進の観点から、男性職員が子育てに参加しやすい職場環境を整えていくことは大変重要でありますことから、子育て支援行動計画を策定しまして、育児休業取得率など数値目標を設定するとともに、育児計画書の作成や育児休業中の職員に対する「慣らし勤務制度」の導入、子育て支援セミナーの開催など子育てしやすい勤務環境の整備に向けた取組を行っているところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした取組をさらに浸透させるため、担当部局の職員が各振興局に直接出向き、管理職員に対し、子育て支援の重要性や育児休業制度等の周知徹底を図るとともに職員の意識改革に向けた取組をきめ細やかに行うなど、国や他府県の取組も参考にしながら、誰もが育児に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。</p>